

神戸市空家空地対策の推進に関する規則第3条の 市長が特に認めるものを定める件について

1（趣旨）

神戸市空家空地対策の推進に関する規則（以下「規則」という。）第3条の市長が特に認めるものについて定めるものである。

2（対象）

規則第3条の「市長が特に認めるもの」とは、山林等と建築物の敷地である宅地との境界部分であって、当該宅地側に著しく張り出した立木竹の枝葉等が直接的な原因となり、著しく保安上危険となるおそれのあるもの又は生活環境を害しているものをいう。

附則

（施行期日）

平成28年10月1日から施行する。